

府政科技第101号  
平成30年2月16日

公益社団法人日本産科婦人科学会  
理事長 藤井 知行 殿

内閣府政策統括官(科学技術・イノベーション担当)  
山 脇 良 雄

ヒト受精卵(胚)を利用した研究の実施状況について(照会)

総合科学技術・イノベーション会議 生命倫理専門調査会では、ヒト受精胚へのゲノム編集技術を用いる研究に係る検討を進めています。つきましては、ヒト受精卵(胚)を用いた生殖補助医療に資する研究の実施状況の実態について把握するため、生命倫理専門調査会運営規則第12条2項\*に基づき、貴学会に下記の通り照会致します。

記

照会事項：別紙参照

照会期限：平成30年2月28日

※ 生命倫理専門調査会運営規則第12条2項：  
第12条

- 2 会長が必要と認めるときは、専門調査会に属する専門委員以外の者に対し、会議に資料の提出、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。

内閣府 政策統括官(科学技術・イノベーション担当) 付  
重要課題達成担当参事官(人・暮らし担当) 付  
〒100-8914 東京都千代田区永田町1丁目6番1号  
TEL: 03-5253-2111(内線:36243) / FAX:03-3581-9969

(別紙)

## 照会事項

1. 「ヒト胚の取扱いに関する基本的考え方」(平成 16 年 7 月 23 日 総合科学技術会議) (以下「基本的考え方」という。) が発表された以降における、「ヒト精子・卵子・受精卵を取り扱う研究に関する見解 (会告)」(昭和 60 年 3 月発表) (以下「会告」という。) に基づき登録された研究における以下の点について御回答下さい。
  - (1) 「会告」に基づき登録された研究の「年次別件数」及び「総件数」
  - (2) (1) の対象となる研究で、「受精卵 (胚)」を用いた研究の「年次別件数」及び「総件数」
  - (3) (2) の「受精卵 (胚)」を用いた研究で、ヒト ES 細胞の樹立に関する指針 (平成 26 年 文部科学省・厚生労働省) 第七条一項<sup>\*</sup>に示す「ヒト受精胚」を用いた研究の「年次別件数」及び「総件数」
  - (4) (3) の対象となる研究で、ES 細胞樹立に係る研究を除く研究の「年次別件数」及び「総件数」
  - (5) (4) の対象となる研究で、基礎的研究の「年次別件数」及び「総件数」
2. 「基本的考え方」が発表された以降における、受精卵 (胚) を用いる研究に対する「会告」の考え方について御回答下さい。

※「ヒト ES 細胞の樹立に関する指針」(平成 26 年 文部科学省・厚生労働省) 第七条一項：

第七条 第一種樹立の用に供されるヒト受精胚は、次に掲げる要件を満たすものとする。

- 一 生殖補助医療に用いる目的で作成されたヒト受精胚であって、当該目的に用いる予定がないもののうち、提供する者による当該ヒト受精胚を滅失させることについての意思が確認されているものであること。

平成 30 年 2 月 28 日

内閣府政策統括官（科学技術・イノベーション担当）  
山 脇 良 雄 殿

公益社団法人日本産科婦人科学会

理事長 藤井



「ヒト受精卵（胚）を利用した研究の実施状況について（照会）」に対する回答

平成 30 年 2 月 16 日付で照会のありました標記の件につきまして、下記のようにご回答申し上げます。

## 記

回答

### 1. 別紙

2. 日本産科婦人科学会（以下、日産婦学会）は 1985 年（昭和 60 年）に「ヒト精子・卵子・受精卵を取り扱う研究に関する見解」を会告として示し、「精子・卵子・受精卵は生殖医学発展のための基礎的研究ならびに不妊症の診断治療の進歩に貢献する目的のための研究に限って取り扱うことができる」とし、研究の許容範囲を明確にするとともに、研究について登録報告を義務づけてきました。そして、各種省庁指針の整備と改正に対応するため、必要に応じて適宜「見解」改定を行ってきました。

日産婦学会倫理委員会での登録の審査過程では、国の指針等に則って適切に研究が計画されていることが最重要と考えており、その後も、研究の進捗状況等について年次報告の義務を課し、研究が適切に遂行されているかを確認することを重要な役目と考えています。



公益社団法人 日本産科婦人科学会

〒104-0031 東京都中央区京橋3丁目6番18号 東京建物京橋ビル4階

TEL : 03-5524-6900

FAX : 03-5524-6911

E-mail : nissanfu@jsog.or.jp

(別紙)

「ヒト精子・卵子・受精卵を取り扱う研究に関する見解」に基づき登録された研究件数について

年(平成)	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29 (9月まで)	合計	
(1) 総件数	21	4	3	0	1	1	1	4	8	9	5	11	6	74	
(2) 受精卵(胚)胚研究	8	3	0	0	1	1	1	2	4	3	3	2	2	30	
(3) ヒト受精胚研究※	8	3	0	0	1	1	1	2	4	3	3	2	2	30	
研究の 目的	(4) (3)の うちES樹立 を除く研究	6	3	0	0	1	1	1	2	4	3	3	2	2	28
	(5) (4)の うち基礎研究	6	3	0	0	1	1	1	2	4	3	3	2	2	28

※「ヒトES細胞の樹立に関する指針」第七条一項に示す「ヒト受精胚」